

取組の方向2

世界で活躍できる人材の育成

<主要施策3 「使える英語」を習得させる実践的教育の推進>

1 小学校における英語教科化の推進（指導部・人事部）

(1) 小学校を対象とした英語教育推進地域事業

ア 英語教育推進リーダーの配置

英語教育推進リーダーによる模範授業の公開や巡回による指導を通じて、リーダーを配置している地区内の小学校の教員の指導力・英語力の向上を図る。

イ 英語教育推進地域の指定

英語教育推進リーダーを配置した地区10地区を英語教育推進地域に指定し、各地区における指導体制の充実や教材開発に向けた取組を行う。

ウ 英語教育推進地域事業連絡会の開催

英語教育推進リーダーを対象とした英語教育推進地域事業連絡会を開催し、各地区の取組の成果を共有する。

エ 教員対象意識調査及び児童対象パフォーマンステストの実施

英語教育推進地域に指定した地区の学校の教員を対象として、小学校英語教科化に関する意識調査を実施するとともに、当該地区の学校の児童を対象にパフォーマンステストを実施する。

(2) 英語専科教員の活用に係るモデル事業

小学校英語の教科化の実施に向けて、英語専科教員を配置し、外国語活動（英語）の授業及び学校での効果的な活用等について検証する。

(3) 「教員用指導資料（ピクチャーカード及び実践DVD付属）」の作成・配布

小学校3・4学年の外国語活動の導入に向け、「教員用指導資料（ピクチャーカード及び実践DVD付属）」の作成・配布を行う。

(4) 英語教育を推進する教員の採用

グローバル人材育成のための英語教育の充実を図るとともに、小学校における「英語」の教科化に向けて、教員採用候補者選考の小学校全科（英語コース）において、採用候補者選考の受験資格に加えて中学校又は高等学校教諭の「英語」の免許状を有する者を採用する。

2 中学校における英語教育の充実（指導部）

(1) 中学校英語科授業における効果的な少人数・習熟度別指導の充実

ア 都独自で作成した「パフォーマンステスト」の実施

少人数・習熟度別指導を行う中学校において、都独自で作成した「パフォーマンステスト」を各学年で実施する。

イ 「中学校英語科教師のための指導資料」の活用促進

各中学校における授業改善を推進し、生徒一人一人の「使える英語力」の定着と伸長を図るため、「中学校英語科教師のための指導資料」をホームページに掲載するとともに、活用を推進する。

(2) 「中学校英語教育推進モデル地区」

小学校英語との接続を図った中学校英語教育の先駆的な取組を推進するため、「中学校英語教育推進モデル地区」を指定する。

(3) 「中学校英語教育検討委員会」の設置

東京都の中学校英語教育の充実に向けて行う取組を検討するための委員会(有識者、区市町村教育委員会の代表、校長会の代表などから構成)を設置し、次期学習指導要領の改訂を見据えた具体的な取組について検討する。

(4) 中学校英語科教員を対象とした研修

4技能の中でも、特に発信力に関わる「話すこと」について指導方法の工夫を図るとともに、学習評価についても筆記テストだけでなく、スピーチやインタビューテスト等のパフォーマンス評価や観察等を取り入れていくことができるよう、中学校英語科全教員を対象とした研修を3か年で実施する。

3 高等学校における英語教育の充実(指導部)

(1) JETプログラムによる外国人指導者の活用

ア 都立高等学校及び中高一貫教育校にJET青年を配置し、授業でのティーム・ティーチングの実施や部活動等での日常的な交流を促進させる。

イ さらに、JET青年の指導力の向上や、JET青年を効果的に活用した授業の実践例などの共有により、英語授業の改善を図る。

(2) 「東京グローバル10」の指定継続

次代を担うグローバル人材育成に向けた学校の取組を支援するため、都立高等学校及び都立中等教育学校の中から10校を選定し、3年の期間で、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで指定した。

指定校は、外国人指導者の活用、生徒の英語力測定、少人数指導の充実等による生徒の英語力向上や、海外研修、海外からの受入れ等の国際交流活動、英語以外の外国語学習の充実に係る取組に対して支援を行い、生徒の外国語力の向上を推進するとともに、積極的に国際交流を行い国際理解教育の一層推進を図る。

ア 教員・生徒のオンライン英会話

定期的かつ継続してネイティブとやり取りすることで、生徒は「使える英語力」(聞く・話す力)を、教員はオンライン英会話事業に関する理解を深めるとともに、授業を英語で行うために必要となる英語力の維持・向上を図る。

イ 外部検定試験による生徒の英語力調査

「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」の総合的な英語力及び技能別の力を把握し、学校での指導の改善や今後のグローバル人材育成に向けた施策の展開に役立てる。

ウ 音声リーディング・ソフトの導入

より正確な発音を身に付けることで「話すこと」の技能に必要な力の向上を図る。

エ 海外大学進学指導における情報提供等の支援等

取組の方向2 世界で活躍できる人材の育成

海外大学進学・進路選択に必要な情報を生徒に提供するとともに、教員が大学の選定や出願に関するサポートを得ることで、適切な進路指導を行う。

(3) 東京イングリッシュ・エンパワーメント・プロジェクト（仮称）の実施

日常の学校生活の中で、英語に触れさせる機会を拡大させ、体験的に英語を使う場面として、東京イングリッシュ・エンパワーメント・プロジェクト（仮称）を実施する。

具体的には、英語による映像教材をインターネットで配信するなどして、生徒が昼休みや放課後の時間を活用し、文化や歴史、自然科学等、他教科で学ぶ内容や、時事・社会問題等の幅広い話題についてJET青年と会話したり生徒同士が英語で意見を交換したりするプログラムを実施し、高校生が英語を用いて積極的にコミュニケーションを図り、自らの考えや意見を論理的に説明することができる資質・能力を育成する。

(4) 「英語教育推進校」事業

「英語教育推進校」を40校指定し、「聞く」、「話す」に重点を置いたきめ細かい指導等を行う。

ア 外部検定試験の実施

生徒の英語力を把握するために、国内で実施されている4技能を測ることができる外部検定試験に関して、各校1学年分の費用を各年度に1回分措置し、外部検定試験を導入する。

イ 音声・リーディングソフトの活用

生徒の発音とモデルの発音との差異を視覚的に示しながら発音の矯正を行うことができるソフトを授業等で活用することで、生徒の発音の向上を図る。

ウ 生徒対象オンライン英会話学習

授業において、インターネット電話サービスを活用しタブレット端末で海外の外国人講師と実際にオンラインで会話し、教科書に沿った練習や検定試験受験に向けた実践練習などを行う。

エ 英語科教員対象オンライン英会話研修

授業を英語で行うために必要な英語力（主に話す力）を高めることを目的とし実施する。

4 学校外における英語に触れる環境の充実（指導部）

(1) 「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の開設に向けた取組の推進

施設整備やプログラム内容等に関する事業者との協議や、公立学校や区市町村教育委員会への周知活動を行い、平成30年9月（予定）の開設に向けた準備を推進する。

<主要施策4 豊かな国際感覚を醸成する取組の推進>

1 国際交流の推進（指導部）

(1) 都立高等学校における姉妹校交流事業等の拡充

生徒への異文化理解の促進を図るため、海外教育機関等との覚書に基づく連携や、各校のこれまでの国際交流の実績、「次世代リーダー育成道場」等の事業実績を活用し、

都立高等学校における姉妹校交流をはじめとする海外の学校との学校間交流を拡充させていく。

(2) 都立高等学校等における留学生受入れの促進

海外の教育委員会等や交換留学を実施する団体等と連携し、日本への留学を希望する外国人生徒を積極的に受け入れていく。また、外国人留学生を対象とした、日本型教育の体験や日本文化・東京の暮らしに触れる機会「東京体験スクール（仮称）」を創設する。

(3) 国際協力機構（JICA）と連携した国際貢献人材の育成

国際社会の一員としての自覚や、社会貢献意欲と主体的な行動力を持つ人材を育成するため、JICAと連携して、都立高校生100人を対象とした青年海外協力隊の派遣前訓練に基づく体験研修「東京グローバル・ユース・キャンプ」を実施する。研修では、異文化理解の深化や課題解決能力向上を図るワークショップ、青年海外協力隊員との交流などを行う。

また、現職教員を対象に「東京グローバル・ユース・キャンプ」を実施する。教員の国際理解教育の実践力を高めるとともに、青年海外協力隊の派遣事業に対する理解を深め、参加する意欲を高める（規模：30名×1回）。

2 都立高校生の留学・海外大学進学への支援（都立学校教育部・指導部）

(1) 「次世代リーダー育成道場」の充実

ア 事前研修

都立高校生等が次世代を担う人材に求められる広い視野や高い英語力、チャレンジ精神、使命感などの資質や能力を身に付けるために、海外留学前に以下の研修を実施する。

(ア) 講義

ビジネスや科学・文化など各界のリーダーによる講義

(イ) 英語研修

外国人講師による少人数演習、プレゼンテーション

(ウ) 日本の伝統・文化に関する学習

舞台芸術や伝統的な遊び等の体験

(エ) 日本の歴史学習

日本の近現代史に関する講義・演習

(オ) ゼミナール

個人の研究テーマに基づく調査・研究の実施、報告書作成、班別協議及び発表

(カ) 国際交流

大学等との連携による在京留学生や在京大使館職員等との交流会

イ 留学（第6期生：オセアニア地域100人、北米地域100人）

都立高校生等がホームステイをしながら現地の高等学校に通学し、異なる文化や生活習慣の中で現地生徒と学校生活を送るとともに、現地企業・研究施設訪問、大学での講義聴講、地域でのボランティア活動等の特別プログラムを通して、国際社会で活躍できる人材に必要な国際感覚やコミュニケーション能力を養う。

取組の方向2 世界で活躍できる人材の育成

ウ 事後研修

成果発表会、合同研修会等において、留学で学んだことやゼミナール研究を発表することにより、留学の成果を広く周知する。

エ 啓発・発信事業

高校生の留学の機運を高めるための取組として、留学フェアを開催するほか、特設ウェブページの更新により、本事業の成果や留学に関する情報を発信する。

(2) 都立国際高等学校における国際バカロレアの取組

国際バカロレアの認定を取得した「国際バカロレアコース」の第2学年及び第3学年の生徒に対し、国際バカロレアのディプロマ・プログラムによる授業を実施する。

また、第3学年の生徒の海外大学進学に向け、各大学の選考方法等の情報収集や世界共通の統一試験に向けた学習指導など、個々の生徒の進路希望に応じたきめ細かい支援を行う。

さらに、第1学年の生徒に対しては、ディスカッション、ディベート等の学習方法の定着を重視し、双方向型、探究型及び批評型による授業を英語で実施する（一部の科目は日本語で実施）。

3 豊かな国際感覚を醸成する都立学校の整備（都立学校教育部）

(1) 都立新国際高等学校（仮称）の設置準備

都立新国際高等学校（仮称）の設置に向けて、高い語学力や豊かな国際感覚などを育成するための教育課程の検討、環境整備等を着実に進める。

(2) 都立小中高一貫教育校の設置準備

平成34年度の都立立川国際中等教育学校への附属小学校の新設による小中高一貫教育の実施に向けて、12年間の教育課程や入学者決定方法の検討、環境整備等を着実に進める。

(3) 都立中高一貫教育校における教育内容の充実

都立白鷗高等学校・附属中学校において、平成30年度実施に向けて、英語教育や日本の伝統・文化理解教育、国際交流等に重点を置いた教育内容の更なる充実を図るため、教育内容等の準備を着実に進める。

<主要施策5 日本人としての自覚と誇りの涵養>

1 日本人としてのアイデンティティを備えた国際社会に生きる日本人の育成（指導部）

(1) 日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成

日本の伝統・文化教育推進校を250校指定し、児童・生徒が日本の伝統・文化の理解を深め、その良さを積極的に発信するとともに、外国人と関わりながら互いの文化を尊重した交流を推進するための必要な支援を行う。

ア 外国人との交流

日本の伝統・文化に関する授業や部活動等の中で、外国人と交流する機会を設定し、児童・生徒が日本の伝統・文化の良さを発信したり、海外から見た日本の伝統・文化の良さを学んだりすることを通して、積極的に外国人と関わる態度を育成するために、

公立学校 200 校に外国人の派遣等の支援を行う。交流内容は以下のとおり。

- (ア) 日本の伝統・文化について、外国人とともに体験する。
- (イ) 日本の伝統・文化について学んだことを、外国人に紹介する。
- (ウ) 海外から見た日本の伝統・文化について、外国人から話を聞く。
- (エ) 海外の伝統・文化に関する話を聞いたり、体験したりする。

イ 伝統・文化活動の充実

外国人の派遣等を行う 200 校に対して、日頃の教育活動において、児童・生徒が日本の伝統・文化の理解を深め、日本の良さを積極的に発信する意欲や態度を高める取組を充実するための支援を行う。実施する際には、外国人との交流を重視することとする。

- (ア) 対象となる伝統・文化
 - a 茶道や華道、三味線、和太鼓、俳句・短歌等のこれまで受け継がれてきた伝統的な文化
 - b アニメーションや最先端技術等の現代において生み出されている文化
- (イ) 活動を充実するための視点
 - a 体験活動の充実
 - b 外部人材の活用
 - c 用具の充実
 - d 取組を発信する場の設定

ウ 普及・啓発

各学校の取組を全都に広げるため、公開授業の実施や都教育委員会ホームページに事例を掲載するなど、多様な方法により普及啓発を行う。

エ 日本の伝統・文化に関する教育推進資料の作成・配布

海外等から高く評価されている日本の伝統・文化や先人の優れた業績等をテーマとした資料を月 1 回作成し、全公立学校に配布することを通して、児童・生徒の日本人としての自覚や誇りを高める指導の充実を図る。

(2) 都立高等学校における伝統芸能鑑賞教室の実施

都立高等学校生が日本の伝統・文化を理解し、その内容を他者に発信していく力を身に付けるため、学校行事として伝統芸能鑑賞教室を実施する。

ア 都立高等学校全日課程及び都立中等教育学校（後期課程）及び希望する都立高等学校定時制・通信制課程に対して、3 年間で 1 回伝統芸能を鑑賞する機会の設定

- (ア) 伝統芸能を鑑賞する機会の設定
- (イ) 伝統芸能に関する事前・事後アンケート調査の実施

イ 実施校における伝統芸能の情報発信

- (ア) 伝統芸能を鑑賞し、感じたことについて校内で発表